

家計サポート給付金Q & A

よくある質問

1 給付対象者について

問1-1 給付金の対象者は誰ですか。住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。

- 給付対象者は、基準日（令和8年2月1日）において、守山市の住民基本台帳に記録されている方で、1人当たり5千円を給付することとしています。

問1-2 住民税非課税世帯、年金受給世帯、失業保険受給世帯、生活保護受給世帯の人は、給付金の対象者とならないのでしょうか。

- 収入による条件はありません。
- 年金受給世帯であること、失業保険受給世帯であること、生活保護の被保護者であることに関わらず、支給対象となります。
- なお、生活保護制度の被保護者の収入認定に当たっては、収入として認定しない取扱いです。ただし、収入申告は必要となるため、給付金受取後、担当課へ収入申告をお願いします。

問1-3 外国人は給付対象者ですか。

- 住民基本台帳に記録されている外国人は、給付対象者となります。
- 外国人のうち、短期滞在者および不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため、対象となりません。

問1-4 2月1日（基準日）に生まれた子供は給付対象者となりますか。

- 給付対象者となります。
- 2月2日以降に生まれたお子さんは、給付対象者になりません。

問1-5 2月2日以降に亡くなった人は、給付対象者となりますか。

- 死亡者への給付の適否は、「いつ亡くなったか」と「世帯構成」により決まります。
- 亡くなられた方が世帯主でなかった場合は、受給権者（世帯主）に死亡された方の分を含めて支給します。
- 亡くなられた方が世帯主であった場合は、次の取扱いとなります。
 - ① 確認書の確認後に死亡（複数人世帯） 新たな世帯主に死亡された方の分を含めて支給します。
 - ② 確認書の確認後に死亡（一人世帯） 相続人に支給します。
 - ③ 確認書の確認前に死亡（複数人世帯） 新たな世帯主に死亡された方の分を含めて支給します。
 - ④ 確認書の確認前に死亡（一人世帯） 受給権者がいなくなり、受贈の意思確認ができないため支給できません。

問1-6 基準日時点において守山市で生活していたのですが、住民基本台帳に記録されていない場合は対象にならないのでしょうか。

- 市役所の窓口で住民票を復活させる手続きを行ってください。
- 住民登録の日が基準日（令和8年2月1日）以前である場合は、手続きの日が基準日より後であっても給付対象者となります。

問1-7 海外に住んでいて、日本に帰ってきた場合は対象者となりますか。

- 2月1日までに帰国して守山市に居住されている場合は、給付対象者となります。市役所で住民登録の手続きをしてください。

2 給付金を受給する手続きについて

問2-1 給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

- 受給権者は、給付対象の方の属する世帯の世帯主です。
- 世帯全員の給付分をまとめて受給権者（世帯主）の口座に振り込みます。
- 振込口座は次のいずれかで、表記の優先順位で振り込みます。
 - ①マイナンバーカードと連携している公金受取口座
 - ②その他受給権者（世帯主）の指定する口座
- 受給権者（世帯主）以外の名義の口座への支給は、代理受給になります。確認書裏面の委任欄への記入と受給権者（世帯主）本人のサインをお願いします。
なお、同一の世帯（家族）であっても代理受給になります。

問2-2 給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

- 守山市から受給権者（世帯主）あてに3月下旬ごろに振込口座を確認する確認書を送付します。
- 確認書が届きましたら、記載されている口座を確認いただき、オンライン（インターネット上のLoGoフォーム）または郵送で6月30日までに返送してください。
- LoGoフォームへは、確認書に記載されているQRコードからアクセスしてください。

問2-3 確認書以外に準備すべき書類はありますか。

- それぞれの確認書返送手続きにより以下の書類が必要となります。

【オンライン手続き】

- ① 確認書に記載している公金受取口座等への振込みを希望する場合
別途書類は不要です。申請フォームに必要事項を入力して送信してください。
- ② 公金受取口座等の変更または新規口座への振込みを希望する場合
次の本人確認書類の写しと振込先口座確認書類の写しを申請フォームへ添付してください。

○本人確認書類の写し

A：下記書類のうち1点

運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード（通知カード不可）、運転経歴証明書、身体障害者手帳（顔写真付き）、精神障害者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護証明書、仮滞在証明書

※裏面に住所・氏名の変更等の記載がある場合は裏面のコピーも必要

B：下記書類のうち2点

健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、各種年金の手帳または証書、児童扶養手当証書、生活保護受給証明書、学生証、預貯金通帳（ただし、預貯金通帳2点は不可）

※申請者本人の【氏名】【生年月日】【住所】の記載があるもの

○振込先口座確認書類の写し

金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面の写し

- ③ 給付金受取辞退を希望する場合
申請フォームに辞退の旨を入力して送信してください。

【郵送手続き】

- ① 確認書に記載している公金受取口座での振込を希望する場合
別途書類は不要です。確認書（表面のみ）に記入し、返送してください。
- ② 公金受取口座の変更または新規口座への振込みを希望する場合
確認書（表裏とも）に記入し、本人確認書類の写しと振込先口座確認書類の写し（上記、オンライン方式と同じ書類）を確認書裏面へ貼付し、返送してください。
- ③ 給付金受取辞退を希望する場合

別途書類は不要です。確認書（表面のみ）に記入し、返送してください。

問2-4 いつから申請を行うことができますか。

- 3月下旬ごろに守山市から受給権者（世帯主）あてに振込口座を確認する確認書を送付しますので、それまでお待ちください。
- 届きましたら、確認書に記載されている口座を確認いただき、オンライン（インターネット上のLoGoフォーム）または郵送で返送してください。

※郵送の関係で、地域により差が出ますが、遅くとも4月1日（水）ごろには到着すると考えています。

※可能な限り速やかに支給できるよう、準備を進めています。

問2-5 確認書の返送はいつまで受け付けてくれるのですか。

- 6月30日（火）まで（必着）に確認書を返送してください。

問2-6 世帯主が、身体が不自由で、自分で確認書を返送できない場合は、どのようにすればよいですか。

- 本人による確認書の返送が困難な方は、代理人による郵送等（窓口）での返送ができます。
- 基準日（2月1日）時点で受給権者の属する世帯の世帯構成員や法定代理人、親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている方等（※）による代理を認めています。
※ 民生委員、自治会長、親類の人等、ふだん世帯主の身の回りの世話をしている方
- 代理による手続き（受給を含む。）を行う場合は、確認書裏面の委任欄への記入と受給権者（世帯主）本人のサインをお願いします。

問2-7 市から確認書が届く時に、帰省していて自宅で郵便物を受け取れない場合はどうすればいいですか。

- 日本郵便の転送サービス（※）をご利用いただくことで、郵便物を居所へ転送してもらうことができます。

※ インターネットでお申し込みができます。

<https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/>

※ インターネットをご利用できない場合は、ご本人の本人確認書類・旧住所が確認できる書類（運転免許証、住民票等）を最寄りの郵便局へお持ちいただき、郵便局に備え置いている転居届に必要事項を記載してお申し込みができます。

問2-8 オンライン申請は、どのような手続きですか。

- インターネット上のLoGoフォームから必要事項を入力します。
- 確認書に記載のQRコードからアクセスして、申請フォームに必要事項を入力し、送信してください。
- 入力の際、お手元に届いている確認書左上の世帯主氏名の下にある●桁の数字の入力が必要です。
- また、公金受取口座の変更または新規口座への振込を希望される場合は、本人確認書類の写しと振込先口座確認書類の写しの画像をアップロードしてください。

問2-9 オンラインでの手続きの場合、郵送による確認書が届く前に手続きを進められるのですか。

- 確認書に記載の確認番号の入力が必要なため、確認書の到達をお待ちください。

問2-10 オンラインでの手続きには、マイナンバーカードが必要ですか。

- オンライン手続きにマイナンバーカードは必要ありません。

- なお、公金受取口座の変更または新規口座への振込を希望される場合は、本人確認書類の写しとして使用できます。

問2-11 確認書には、振込口座の情報を確認できる通帳やキャッシュカード等の写しを付ける必要がありますが、なぜ必要なのでしょう。

- 振込口座の変更および新規の口座登録に当たっては、振込口座の口座番号等を記載いただきますが、口座の確認のため、通帳等の写しの提出をお願いしています。
- 通帳やキャッシュカードの指定の箇所に、「振込先の金融機関名」「支店番号」「預金種別（普通・当座等）」「口座番号」「口座名義人（カナ）」以外の情報（印影、クレジット機能付キャッシュカードのクレジット番号等）が記載されている場合は、写しのそれらの部分を黒く塗りつぶしていただいてもかまいません。
- 迅速で誤りのない給付を行うために、ご協力をお願いいたします。

3 給付金の受給について

問3-1 給付金はどのように受け取るのですか。

- 原則として、世帯主の本人名義の銀行口座への振込となります。

問3-2 施設に入所している場合や住民票はそのままDVにより避難している場合は、どのように受け取るのですか。

- 施設に入所されている方や、DV等により避難されている方については、市の関係課が居住地や送付先を把握している場合は、把握している住所へ確認書をお送りしますので、振込口座の確認をお願いします。
- ご確認いただいた口座に振り込みます。

- 詳細は、家計サポート給付金室（077-516-4090）または関係課へお問い合わせください。

問3-3 世帯全員分の受給を辞退するには、どうすればよいでしょうか。

- 確認書の「給付金受取辞退を希望する」にチェックをしていただき、同封の返信封筒に入れて送付してください。

問3-4 支給対象者の全員分ではなく、一部の人の分だけ給付を受けることは可能ですか。

- 世帯のうち、一部の方の分だけ給付を受けることもできます。
- その場合は、改めて確認書を送付いたしますので、受給権者（世帯主）と辞退者のお名前、および連絡先を教えてください。

4 その他

問4-1 申請書や提出書類に口座情報が含まれますが、情報が漏れる心配はないでしょうか。

- 住民の方から給付金の給付事業のためにいただいた口座情報を含めた個人情報は、個人情報保護法に基づき、当該給付事業の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理し、事業終了時には直ちに適正に廃棄します。

問4-2 家計サポート給付金は、課税対象となりますか。

- 家計サポート給付金は、法律により所得税および住民税は課税されません。
- 確定申告や住民税の申告を行う必要はありません。

問4-3 手続き等にわからないことがあります、相談したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

- 相談受付については、次の電話、E-mailまたは窓口で対応いたします。

【問い合わせ先】

TEL : 077-516-4090 (応答時間帯 平日9:00~16:45)

E-mail : kakei-support@city.moriyama.lg.jp

窓口 : 守山市役所 3階総務部総務課家計サポート給付金室

問4-4 プレミアム商品券および子育て応援手当について教えてください。

- 次の担当課へお問い合わせください。
 - ・プレミアム商品券 : 守山商工会議所 (077-582-2425)
 - ・子育て応援手当 : こども家庭相談課 (077-582-1137)